

アスベスト濃度調査事業

1. 事業の概要

建築物の解体等に伴い発生するアスベスト（石綿）を含む廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた処理基準等に基づき、飛散防止を徹底するなど、適正に処理することとされています。

県では、建築物の解体等作業現場での飛散防止措置の遵守状況を確認するため、敷地境界における大気中のアスベスト濃度の測定や立入検査を実施するとともに、一般環境大気中のアスベスト濃度の測定を実施しています。

2. 平成26年度実績

解体等作業現場：13ヶ所で計25回の測定を実施（立入検査：25回）

一般環境：県内7地域14地点で2回（前期及び後期）測定を実施

【関連のページ】

一般環境中アスベスト濃度調査の実施結果

URL：<http://cms01.pref.okayama.jp/page/detail-59801.html>

担当部署

環境文化部 環境管理課 大気保全班

《一般環境中のアスベスト測定の様子》

